屋外広告業登録申請等提出書類一覧表

I 屋外広告業(登録·更新)申請手続提出書類					個人	法人
屋外広告業登録申請書【指定様式(様式第12号)】						
添付書類	誓約書【指定様式(様式第12号の2)】					
	登記事項証明書(*1)					
	住民票の抄本又は同意書(*2)					
	業務主任者の資格証明書の写し					
	業務主任者の住民票の抄本又は同意書(*2)					
Ⅱ 屋外広告業変更手続提出書類					個人	法人
変更事項 提出書類						
屋外広告業登録事項変更届【指定様式(様式第14号)】						
		登記事項証明書(*1)				
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては,その代表者の氏名		住民票の抄本又は同意書(*2)				
		誓約書【指定様式(様式第12号の2)】]
		(法人の代表者変更の場合)				
2営	業所の名称及び所在地	登記事項証明書(*1)(商業登記の変更を伴う場合)				
3法人の役員の氏名		誓約書【指定様式(様式第12号の2)】				
		登記事項証明書(*1)				
4 *** 3	タテケチのバタ	業務主任者の資格証明書の写し				
4業務主任者の氏名		業務主任者の住民票の抄本又は同意書(*2)				
Ⅲ 屋外広告業廃業等手続提出書類					個人	法人
屋外広告業廃業等届【指定様式(様式第14号の4)】						
廃業等事項 届出					者	
1 屋外広告業者の死亡 → 相続人						
2法人が合併により消滅した場合 → 法人を代表する役員				であった者		
3法人が破産手続き開始の決定により解散した場合 → 破産管財人						
4法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 → 清算人						
5高松市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 → 屋外広告業者であった 代表する役員					こ個人又は	法人を

<備考>

- *1 登記事項証明書:履歴事項全部証明書。申請又は届出前3か月以内に発行されたもの。
- *2 住民票の抄本:申請又は届出前3か月以内に発行されたもの。高松市に住民登録がある者で住民票を省略する場合は、同意書(任意様式)を提出してください。
- *3 登録更新は、登録期間満了の90日前から30日前までに、変更又は廃業の届出は、変更の生じた日又は廃業した日から30日以内に手続きする必要があります。
- *4 指定様式及び参考様式は、高松市ホームページ「もっと高松」でダウンロードできます。
 URL: http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/22485.html